



福岡医発第165号(保)
平成15年4月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局の指定に係る
申請及び変更等の取扱いについて

「労災保険指定医療機関休止・辞退届」、「労災保険指定医療機関の変更届」、「労災保険指定医療機関の指定申請」、「労災保険指定薬局指定申請」につきましては、従来、医療機関等の管轄の労働監督署長を経由して所轄労働局長へ提出することになっていましたが、今般、事務処理の効率化を図る観点から、労働局へ直接提出することとなる旨、福岡労働局より別紙のとおり通知がありましたので、関係会員へ周知方よろしく願いいたします。

記

※今後の労災保険指定に係る申請書等提出先

福岡労働局労働基準部労災補償課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎5階

TEL 092-411-4799

福岡労収基第322号

平成15年4月4日

福岡県医師会会長 殿

福岡労働局長



労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局の指定に係る
申請及び変更等の取扱いについて（一部改正）

平素より、労災保険行政の運営につきまして、多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記につきまして、厚生労働省労働基準局長より別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会員への周知かたよろしくお願いいたします。





基発第0328005号

平成15年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局の指定に係る申請及び変更等の
取扱いについて (一部改正)

労災保険指定医療機関の指定については、平成7年7月25日付け基発第476号「労災保険指定医療機関に係る事務取扱いについて」(以下「476号通達」という。)により、また、労災保険指定薬局の指定については、昭和39年2月20日付け基発第185号「労災保険指定薬局の取扱いについて」(以下「185号通達」という。)により、それぞれ取り扱うこととされているところであるが、今般、事務処理の効率化を図る観点から、指定に係る申請及び変更等の手続きについて、下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 476号通達関係

- (1) 別添1「労災保険指定医療機関療養担当規程」の第5章第19中「当該指定医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「管轄監督署長」という。)を經由して」を削除する。
- (2) 別添1「労災保険指定医療機関療養担当規程」の第5章第22中「管轄監督署長を經由して」を削除する。



- (3) 別添2「指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」の第2条中「当該医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「管轄労働基準監督署長」という。）を經由して」を削除する。
- (4) 別添2「指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」の第5条中「管轄労働基準監督署長を經由し」を削除する。

2 185号通達関係

- (1) 「指定薬局の指定事務取扱準則」の「指定手続」の2中「その薬局の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して」を削除する。

別添 1 労災保険指定医療機関療養担当規程の改正新旧対照表

新	旧
第5章 指定医療機関の取扱い (指定期間等) 第19 則第11条の規定による指定医療機関の指定は、指定日から起算して3年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前6月より同日前3月までの間に指定医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。 また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により指定医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」により、指定を受けた都道府県労働局長に届け出るものとする。 (略) (変更事項の届出) 第22 指定医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を指定を行った都道府県労働局長に届け出なければならぬ。 (以下略)	第5章 指定医療機関の取扱い (指定期間等) 第19 則第11条の規定による指定医療機関の指定は、指定日から起算して3年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前6月より同日前3月までの間に指定医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。 また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により指定医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」により、<u>当該指定医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「管轄監督署長」という。）</u>を経由して指定を受けた都道府県労働局長に届け出るものとする。 (略) (変更事項の届出) 第22 指定医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を<u>管轄監督署長を経由して</u>指定を行った都道府県労働局長に届け出なければならない。 (以下略)

別添 2 指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則の改正新旧対照表

新	旧
(指定手続) (略) 第 2 条 前条の規定により指定を受けることを希望する医療機関の開設者は、様式第 1 号「労災保険指定医療機関指定申請書」に、次の各号に掲げる書類を添付し、管轄労働局長に提出するものとする。 (略) (指定取消手続) (略) 第 5 条 指定医療機関の休止又は、辞退を希望する指定医療機関の開設者は、様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を管轄労働局長に提出するものとする。 (以下略)	(指定手続) (略) 第 2 条 前条の規定により指定を受けることを希望する医療機関の開設者は、様式第 1 号「労災保険指定医療機関指定申請書」に、次の各号に掲げる書類を添付し、当該医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「<u>管轄労働基準監督署長</u>」という。）を経由して<u>管轄労働局長</u>に提出するものとする。 (略) (指定取消手続) (略) 第 5 条 指定医療機関の休止又は、辞退を希望する指定医療機関の開設者は、様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を<u>管轄労働基準監督署長</u>を経由し<u>管轄労働局長</u>に提出するものとする。 (以下略)

指定薬局の指定事務取扱準則の改正新旧対照表

新	旧
(指定手続) (略) 2 指定を受けようとする薬局の開設者（以下「開設者」という。）は、様式第1号による労災保険指定薬局指定申請書（以下「申請書」という。）に、薬局の開設許可証の写を添えて、所轄労働局長に提出する。 (以下略)	(指定手続) (略) 2 指定を受けようとする薬局の開設者（以下「開設者」という。）は、様式第1号による労災保険指定薬局指定申請書（以下「申請書」という。）に、薬局の開設許可証の写を添えて、<u>その薬局の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出する。</u> (以下略)

(参考)

別添 1 労災保険指定医療機関療養担当規程

(平成 7 年 7 月 25 日付け基発第 476 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日付け基発第 0328005 号

第 1 章 診療の担当

- 第 1 任務
- 第 2 療養の給付の担当の範囲
- 第 3 アフターケアの担当の範囲
- 第 4 療養の給付及びアフターケアの担当方針
- 第 5 受給資格の確認等
- 第 6 証明の記載
- 第 7 助力
- 第 8 診療録の記載及び整理
- 第 9 帳簿等の保存
- 第 10 通知

第 2 章 診療の方針

- 第 11 診療の一般的方針
- 第 12 転医及び対診
- 第 13 転医の取扱い
- 第 14 施術の同意

第 3 章 療養の給付に関する診療費の請求

- 第 15 診療費の算定方法等
- 第 16 診療費の請求手続

第 4 章 アフターケアに関する診療費の請求

- 第 17 診療費の算定方法等
- 第 18 診療費の請求手続

第 5 章 指定医療機関の取扱い

- 第 19 指定期間等
- 第 20 表示
- 第 21 指定の取消
- 第 22 変更事項の届出

第1章 診療の担当

(任務)

- 第1 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の規定に基づき都道府県労働局長の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、則第11条第1項の規定により、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって行うとともに、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項第1号に基づく労働福祉事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）を行うものとする。
- ② 指定医療機関は、法の規定によるほか、この規程の定めるところにより、療養の給付を受けることができる者（以下「傷病労働者」という。）の負傷又は疾病についての療養の給付及びアフターケアを担当する。
- ③ 指定医療機関は、当該指定医療機関において療養の給付及びアフターケアに従事する医師若しくは歯科医師（以下「診療担当医」という。）又は調剤に従事する薬剤師をして前2項の規定を遵守させるものとする。

(療養の給付の担当の範囲)

- 第2 指定医療機関が担当する療養の給付（政府が必要と認めるものに限る。）の範囲は、次のとおりとする。
- 1 診察
 - 2 薬剤又は治療材料の支給
 - 3 処置、手術その他の治療
 - 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(アフターケアの担当の範囲)

- 第3 指定医療機関が担当するアフターケアの範囲は、次のとおりとする。
- 1 診察
 - 2 保健指導
 - 3 保健のための処理
 - 4 検査
 - 5 保健のための薬剤の支給

(療養の給付及びアフターケアの担当方針)

- 第4 指定医療機関及び診療担当医は、次に掲げる方針により療養の給付及びアフターケアを行うものとする。

- 1 診療は、一般に医師又は歯科医師として療養及びアフターケアの必要があると認められる負傷又は疾病に対して行い、的確な診断をもととし、傷病労働者及びアフターケアの対象者（以下「傷病労働者等」という。）の労働能力の保全又は回復上最も妥当適切に行うこと。
- 2 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養及びアフターケア上必要な事項は理解し易いように指導すること。
- 3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、傷病労働者等の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をすること。

（受給資格の確認等）

第5 指定医療機関は、傷病労働者等から療養の給付又はアフターケアを受けることを求められたときは、その者の提出する「療養補償給付たる療養の給付請求書」又は「療養給付たる療養の給付請求書」（以下「療養給付請求書」という。）によって療養の給付を受ける資格があるか、若しくは、健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格があることを確認した後診察すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養給付請求書又は健康管理手帳を提出することができない者であって、療養の給付又はアフターケアを受ける資格があることが明らかな者については、この限りではない。この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく、療養給付請求書又は健康管理手帳を提出させること。

- ② 傷病労働者から提出された前項の療養給付請求書は、当該療養給付請求書に当該指定医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に対し、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局を経由し、提出しなければならない。

ただし、財団法人労災保険情報センター（以下「R I C」という。）と契約している指定医療機関（以下「契約医療機関」という。）においては、当該医療機関の所在地のR I C地方事務所を経由し、所轄労働基準監督署長に提出することとする。

（証明の記載）

第6 指定医療機関は「療養補償給付たる療養の費用請求書」、「療養給付たる療養の費用請求書」に証明の記載を求められたときは、無償でこれを行うこと。

(助力)

第7 指定医療機関は、傷病労働者の病状が、看護又は移送の給付が行われる必要があると認めた場合、速やかに当該傷病労働者又はその関係者にその手続を取らせるよう必要な助力をすること。

(診療録の記載及び整理)

第8 指定医療機関は、傷病労働者等に関する診療録を調製し、療養の給付又はアフターケアに関し、必要な事項を記載しこれを他の診療録と区別して整備すること。

② 診療担当医は、前項の事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 1 診療に関して証明又は診断書の交付を行ったときは、当該証明又は診断書等の概要と交付年月日
- 2 初診時に既往の身体障害が認められたときはその概要

(帳簿等の保存)

第9 指定医療機関は、療養の給付又はアフターケアに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存すること。ただし、診療録については、その完結の日から5年間とする。

(通知)

第10 指定医療機関は、傷病労働者等が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を所轄労働基準監督署長に通知すること。

- 1 傷病労働者の所属する事業場の保険関係について、疑わしい事情が認められるとき
- 2 負傷又は疾病の原因又は発生状況について、傷病労働者又はその関係者より聴取した事項と療養給付請求書に記載されている事実との間に、重大な相違が認められるとき
- 3 負傷又は疾病が業務上又は通勤によるものと認めることに疑いのあるとき
- 4 負傷又は疾病の原因が事業主又は労働者の故意又は重大な過失によるものと認められるとき

② 指定医療機関は、傷病労働者等又はその関係者が次の各号の一に該当する場合には、その診療又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長又は健康管理手帳を交付した都道府県労働局長に通知すること。

- 1 療養の給付若しくはアフターケアを請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により、診療を受け若しくは受けようとし又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき
- 2 療養の給付又はアフターケアを請求した者が、正当な事由がないにもかかわらず、診療担当医の診療に関する指示に従わないとき
- 3 不正又は不当な証明を強要したとき

第2章 診療の方針

(診療の一般方針)

- 第11 診療担当医の診療は、第4及び第12から第14までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。
- 1 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、理学療法、その他の治療は、一般に療養上必要があると認められる場合に、必要の程度において行うこと。
 - 2 医学上一般に医療効果の不明又は認められない特殊な療法又は新しい療法は、これを行わないこと。
 - 3 健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの以外の医薬品は、原則として施用し又は処方しないこと。ただし、傷病労働者の病状によりその必要が認められ、かつ、この効果が明らかに期待できると認められる場合には、この限りでないこと。
 - 4 収容の指示は、療養上必要があると認められた場合のみ行い、収容を必要とした療養上の理由がなくなったときは、直ちに退院の指示を行うこと。
 - 5 アフターケアは、アフターケア実施要綱に定める範囲内で行うこと。

(転医及び対診)

- 第12 診療担当医は、傷病労働者等の負傷又は疾病が自己の専門外にわたるものであるとき又はその診療について疑義があるときは、他の指定医療機関に転医させ、又は他の診療担当医の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

(転医の取扱い)

- 第13 診療担当医は、傷病労働者が他の医療機関に転医を希望する場合には、当該傷病労働者の診療について、次に掲げる事項を記載した文書を当該傷病労働者又はその関係者に交付し、転医後の医師又は歯科医師に提出する

よう指示すること。

- 1 傷病労働者の氏名、年令及び性別
 - 2 傷病の部位及び傷病名
 - 3 初診時における負傷又は疾病の状態（初診時において既往の身体障害が認められたものについては、その概要も記載すること。）及び傷病の経過の概要（手術又は検査の主要所見と病状の概要）
- ② 診療担当医は、他の医療機関から転医してきた傷病労働者等について、その病状から必要がある場合には、転医前の医療機関に対して当該傷病労働者にかかわる転医前の診療の経過に関する文書を求めるものとする。

（施術の同意）

第14 診療担当医は、傷病労働者の負傷又は疾病が自己の診療行為を必要とする症状であるにかかわらず、みだりに施術業者の施術を受けることに同意を与えてはならない。

第3章 療養の給付の関する診療費の請求

（診療費の算定方法等）

第15 指定医療機関が、療養の給付に関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関から療養の給付に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

（診療費の請求手続）

第16 指定医療機関は、第15の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険診療費請求書に診療費請求内訳書を添付して、当該指定医療機関の所在地を管轄する労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出すること。

なお、契約医療機関においては、当該医療機関の所在地のR I C地方事務所を経由し、管轄労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 労働者の業務外の負傷又は疾病についての診療
- 2 労災保険法第12条の2の2の規定により療養の給付の制限を行う旨所轄労働基準監督署長から通知があった後における診療
- 3 政府が必要と認めるものを超えた診療

- ② 前項の労働者災害補償保険診療費請求書及び診療費請求内訳書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第4章 アフターケアに関する診療費の請求

(診療費の算定方法等)

第17 指定医療機関が、アフターケアに関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

- ② 政府は、指定医療機関からアフターケアに関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

(診療費の請求手続)

第18 指定医療機関は、本規程に基づいて行ったアフターケアに要した費用を請求しようとするときは、第17の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書にアフターケア診療費請求書を添付して、健康管理手帳を交付した都道府県労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 健康管理手帳に記載された疾病以外の負傷又は疾病についての診療
- 2 健康管理手帳に記載された疾病に係る政府が必要と認める診療を超えた診療

- ② 前項の労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書及びアフターケア請求書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第5章 指定医療機関の取扱い

(指定期間等)

第19 則第11条の規定による指定医療機関の指定は、指定日から起算して3年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前6月より同日前3月までの間に指定医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。

また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により指定医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」により、指定を受けた都道府県労働局長に届け出るものとする。

(表示)

第20 指定医療機関は、則様式第1号又は第2号による標札を見やすい場所に掲げること。

(指定の取消)

第21 指定医療機関が、次の各号の一に該当する場合には、都道府県労働局長は、その指定を取り消すことができる。

- 1 診療費用の請求に関し、不正行為があったとき
 - 2 関係法令及び本規程に違反したとき
- ② 前項により指定の取消しを受けた医療機関の開設者が当該決定に不服のあるときは、決定の通知を受けた日から60日以内に指定取消しを行った都道府県労働局長に再調査を申し出ることができる。

(変更事項の届出)

第22 指定医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を指定を行った都道府県労働局長に届け出なければならない。

- 1 指定医療機関の開設者又は管理者に異動があったとき
- 2 名称又は所在地に変更があったとき
- 3 診療科目又は病床数に変更があったとき
- 4 健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等に変更があったとき
- 5 指定申請の際に提出した医療機関施設等概要書に記載した重要事項
その他都道府県労働局長が必要と認めた事項に変更があったとき

(参考)

別添 2 指定医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則

(平成 7 年 7 月 25 日付け基発第 476 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日付け基発第 0328005 号

- 第 1 条 指定手続
- 第 2 条 指定手続
- 第 3 条 指定手続
- 第 4 条 指定取消手続
- 第 5 条 指定取消手続
- 第 6 条 指定又は指定取消に関する公告
- 第 7 条 関係書類の整備保存
- 第 8 条 指定選考基準
- 第 9 条 選考基準の特例

別紙様式第 1 号「労災保険指定医療機関指定申請書」

様式第 2 号「病院(診療所)施設等概要書」

様式第 3 号「指定医療機関台帳」

様式第 4 号「労災保険指定医療機関指定通知書」

様式第 5 号「労災保険指定医療機関非指定通知書」

様式第 6 号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」

様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」

(指定手続)

第 1 条 労働者災害補償保険法施行規則(以下「則」という。)第 11 条の規定に基づく医療機関の指定は、医療機関の開設者から申請があったもののうち指定することが適当と認めた病院又は診療所について、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄労働局長」という。)がこれを行う。

第 2 条 前条の規定により指定を受けることを希望する医療機関の開設者は、様式第 1 号「労災保険指定医療機関指定申請書」に、次の各号に掲げる書類を添付し、管轄労働局長に提出するものとする。

1 病院にあっては開設許可証、診療所にあっては開設許可証若しくは

届書、国の開設する病院若しくは診療所にあつては承諾書若しくは通知書のそれぞれの写又はそれぞれの番号及び年月日を記載した文書

2 様式第2号「病院(診療所)施設等概要書」

3 知事届出事項に係る届出書(届出番号が記載されているもの)の写

4 その他労災診療費の算定に際して費用な事項

第3条 前条の申請書を受理した管轄労働局長は、第8条及び第9条に定める指定選考基準により、指定の適否を調査決定するとともに、速やかにその結果を様式第4号「労災保険指定医療機関指定通知書」又は様式第5号「労災保険指定医療機関非指定通知書」により申請者に通知するものとする。

(指定取消手続)

第4条 管轄労働局長は、労災保険指定医療機関療養担当規程（以下「担当規程」という。）第21の規定により指定医療機関の指定を取り消そうとするとき、又は様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を受理したときは、様式第6号「労災保険指定医療機関指定取消通知書」により、当該医療機関の開設者に通知を行うものとする。

第5条 指定医療機関の休止又は、辞退を希望する指定医療機関の開設者は、様式第7号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」を管轄労働局長に提出するものとする。

(指定又は指定取消に関する公告)

第6条 管轄労働局長は、指定医療機関を指定したとき、指定医療機関の指定を取消したとき又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなったときは、速やかに則第11条第2項に規定する事項のほか、次の事項を公告するものとする。

1 指定をした場合においては、その旨及び指定年月日並びに指定期間

2 指定の取消し又は休止若しくは辞退によって指定医療機関でなくなった場合においては、その旨及び取消年月日

(関係書類の整備保存)

第7条 指定医療機関の指定に当たって提出された関係種類等は、様式第3号「指定医療機関台帳」に添付するとともに、常時整備するものとする。

② 担当規程第22の規定により指定医療機関の開設者から提出された変更事項の届書、実地調査書その他の関係書類は、前項の台帳に順次添付し、保存するものとする。

③ 医療機関の指定又は指定取消に関する帳簿及び書類は、完結の日から2年間保存するものとする。

(指定選考基準)

第8条 指定医療機関の指定に当たっては、次の各号に掲げる要件について選考するものとする。

(一般的要件)

1 労災保険診療に関係の深い診療科（例えば、外科、整形外科、内科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科等。以下「関係診療科」という。）の一又は二以上を標榜しているものであること。

(物的要件)

2 関係診療科に相応した医療施設及び医療器具等（例えば外科又は整形外科を標榜する医療機関にあっては手術室、処置室、レントゲン装置及び理学療法設備等）を具備しているものであること。

3 原則として患者の収容施設を具備しているものであること。

4 何時でも急患に応じる態勢にあるものであること。

(人的要件)

5 関係診療科について、臨床経験5年以上の責任医師が存するものであること。

6 労災保険に関する一応の知識を有し、その診療について積極的な協力が期待できるものであること。

(過去の実績)

7 過去の受診患者数からみて相当の利用が認められるものであること。

8 当該医療機関又は当該医療機関に従事する医師等に医事に関し過去5年間において不正又は不詳事件等を起こした事例がないものであること。

(診療録等の整備状況に関する要件)

9 診療録、レントゲンフィルム、入院日誌その他診療に関する帳簿書類の記録及び保管等が適切に行われているものであること。

(選考基準の特例)

第9条 都道府県労働局長は、管内の事業場又は労働者の住居分布状況、交通事情、市街地、郡部辺地等を背景とするその他の特殊事情等により、特に指定する必要があると認めたときは、当該医療機関が前条の各号に掲げる要件の一部に該当しない場合であっても指定を行うことができるものとする。

(参考)

指定薬局の指定事務取扱準則

(昭和 39 年 2 月 20 日付け基発第 185 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日付け基発第 0328005 号

(指定手続)

- 1 労災保険法施行規則第 11 条の規定に基づく指定薬局の指定は、当該薬局の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）がこれを行う。
- 2 指定を受けようとする薬局の開設者（以下「開設者」という。）は、様式第 1 号による労災保険指定薬局指定申請書（以下「申請書」という。）に、薬局の開設許可証の写を添えて、所轄労働局長に提出する。
- 3 申請書を受理した所轄労働局長は、指定の適否を審査し、指定することを決定したときは様式第 2 号による労災保険指定薬局指定通知書を開設者に交付し、指定しないことに決定したときは、様式第 3 号による労災保険指定薬局非指定通知書を開設者に交付する。

(指定取消手続)

- 4 所轄労働局長は、労災保険指定薬局療養担当契約事項により指定薬局の指定を取り消そうとするときは、様式第 4 号による労災保険指定薬局指定取消通知書を開設者に交付する。

(公 告)

- 5 所轄労働局長は、労災保険指定薬局を指定し又はその指定を取り消すときは、その薬局の名称及び所在地を公告する。